

中野区立小中学校施設整備計画（案）

平成26年8月

中野区教育委員会

目次

1. はじめに.....	- 1 -
2. 学校施設の現状.....	- 1 -
(1) 学校施設の現状.....	- 1 -
(2) これまでの学校施設の改築・改修の経過.....	- 2 -
① 木造校舎の不燃化事業.....	- 2 -
② 創意ある教育活動.....	- 2 -
③ 学校再編に伴う施設整備.....	- 2 -
④ 耐震改修・改築.....	- 2 -
⑤ 教育環境の整備.....	- 2 -
⑥ 環境への配慮.....	- 2 -
(3) 中野区の学校施設等の特色.....	- 3 -
① 学校間連携の推進.....	- 3 -
② 多様な人材の活用.....	- 3 -
③ 学校施設の有効活用.....	- 3 -
④ 学校施設の情報化.....	- 3 -
3. 学校施設の課題.....	- 3 -
(1) 国・東京都の動向.....	- 3 -
① 学校施設の長寿命化の推進.....	- 3 -
② 少人数指導の推進.....	- 3 -
(2) 多様な教育環境への対応.....	- 4 -
(3) 安全・安心な施設整備.....	- 4 -
(4) 学校と地域・家庭との連携の推進.....	- 4 -
(5) 環境への配慮.....	- 4 -
(6) 防災機能の強化.....	- 4 -
4. これからの学校施設整備.....	- 5 -
(1) 学校施設整備の基本的な考え方.....	- 5 -
① 多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備.....	- 5 -
② 効率的効果的な施設配置や施設設備の共同化.....	- 5 -
③ 今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設.....	- 5 -
④ 快適で安全かつ安心な施設環境の確保.....	- 5 -
(2) 大規模改修・改築の手法・手順等.....	- 5 -
(3) 大規模改修の基本方針.....	- 6 -
① 長寿命化のための施設整備.....	- 6 -
② 防災施設・機能の確保.....	- 6 -
③ 教育環境の質的向上.....	- 6 -
④ 地域コミュニティの核としての役割への対応.....	- 6 -
⑤ 環境に配慮した施設整備.....	- 6 -

(4) 必要経費と財源.....	- 7 -
① 財源の確保.....	- 7 -
② 必要経費.....	- 7 -
(5) 標準仕様の必要性.....	- 7 -
(6) 標準仕様の考え方.....	- 7 -
5. 改修・改築にあたっての課題.....	- 8 -
(1) 耐力度調査と大規模改修・改築の考え方.....	- 8 -
(2) 仮校舎の確保.....	- 8 -
6. 小中学校施設整備計画.....	- 8 -
(1) 整備期間等.....	- 8 -
(2) 大規模改修・改築校選定の考え方.....	- 9 -
(3) 大規模改修・改築のスケジュール.....	- 9 -
(4) 校舎の主要部分が50年を経過した学校への対応.....	- 9 -
(参考資料)	- 10 -
中野区立小中学校の大規模改修・改築における標準仕様	
【別紙】 中野区立小中学校施設整備スケジュール	

1. はじめに

区立小中学校の学校施設は、児童・生徒の学習や活動の場、生活の場として常に安全・安心で快適な教育環境とするとともに、少人数指導、ICTを活用した教育など多様な教育活動や少人数学級、環境教育など社会状況の変化に対応した教育環境を提供していくことが重要です。また、学校施設は地域活動の拠点であり、地域の防災活動の拠点でもあります。しかし、区立小中学校の施設は、その主要部分が昭和30年代後半から40年代に建設されたものが大部分を占め、すでに建築後50年を経過している学校があるほか、今後10年から15年間に建築後50年を迎える学校がほとんどです。

このことから、これからの学校施設は多様な教育活動への対応や環境への配慮、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化など、施設・設備の整備を計画的に進めていく必要があります。また、平成24年度策定した中野区立小中学校再編計画(第2次)に基づき、学校再編に伴う大規模改修^{※1}・改築^{※2}を着実に進めていくとともに、中長期的な区の財政状況の見通しを勘案しつつ、全区立小中学校の施設整備を計画的に進めていくことが必要です。

※1 大規模改修；建物の柱、コンクリート壁等を残したまま、設備や内外装などを大規模に改修すること

※2 改築；建物を建て替えること

2. 学校施設の現状

(1) 学校施設の現状

区立小中学校は、昭和の初めには小学校12校だけでしたが、昭和22年にはこれに加えて、新制中学校として中学校8校が開校しました。その後の急激な児童生徒数の増加に伴い、新たに用地を確保し、小中学校とも新校を逐次開校して対応してきましたが、十分な校地の確保が難しい地域もあり、諸条件等が学校により異なっていたため、児童生徒数の増加への対応を優先し、区として基本的な方針がないまま、その時々で条件で建築を進めてきました。

その後、現在の区立小中学校の校舎は、木造校舎の不燃化事業に取り組み、鉄筋コンクリート造りの校舎に順次改築しました。さらに、平成17年に策定した「中野区立小中学校再編計画」に基づく統合新校の施設整備や耐震改修工事を進めてきました。

しかしながら、区立小中学校の校舎は、全体的に校舎の外壁や屋上などの経年劣化や給排水管などの施設設備の不具合への対応が課題となっています。そのため、子どもたちが安心・安全で充実した学校生活を送り、多様な教育活動や特別支援教育などにも対応できるよう施設や設備の整備を計画的かつ総合的に進めることが必要になっています。

(2) これまでの学校施設の改築・改修の経過

① 木造校舎の不燃化事業

教育委員会では昭和 33 年から木造校舎の不燃化事業に取り組み、鉄筋コンクリート造りの校舎に順次改築を進め、昭和 53 年までに全小中学校の不燃化事業が終了しました。現在の区立小中学校の校舎は、大部分がこの当時のものです。

② 創意ある教育活動

昭和 60 年代には、各学校の状況に応じ、和室、ランチルーム、多目的室やビオトープなどの多様な教育活動を展開するための整備を行いました。また、児童生徒数の減少により学級数が減となった学校などでは、余裕教室を有効活用して地域からの要望やニーズに対応するための施設整備を進めました。

③ 学校再編に伴う施設整備

児童生徒数の減少に伴い平成 17 年度から学校再編に取り組んできました。学校再編に伴い統合新校として使用する学校については、大規模改修や体育館の改築などにより、施設や設備の整備を図りました。また、統合した小学校については、施設整備に合わせ、キッズ・プラザ（放課後子ども教室推進事業）を整備しました。

④ 耐震改修・改築

学校施設は、教育活動の場であるとともに、災害時の避難所としての役割を担っています。そのため、平成 19 年に策定した中野区区有施設耐震改修計画に基づき、耐震改修工事や改築を進め、平成 27 年度に耐震改修工事はすべて終了する予定です。また、災害時等の安全対策のため、窓ガラスの飛散防止フィルムの貼付なども行いました。さらに、今後は非構造部材の耐震化への対応も進めていきます。

⑤ 教育環境の整備

子どもたちにとって安全・安心で、よりよい教育環境としていくため、普通教室の木床化、トイレの洋式化、バリアフリー化、防水改修など、計画的な改修を行ってきました。

また、普通教室や特別教室などの冷房化を進め、普通教室、コンピュータ室、図書室は全小中学校で冷房化しました。平成 24 年度からは小学校では図工室、中学校では理科室の冷房化を進めており、今後、冷房化していない特別教室についても、順次冷房化を進めていく予定です。

⑥ 環境への配慮

省エネルギー、自然資源の活用を図るとともに、その配慮や効果を子どもたちが感じられ、教育活動に生かせるよう校庭の芝生化や屋上・壁面緑化を図り、また、条件の整った校舎等には、太陽光発電装置も設置しました。

(3) 中野区の学校施設等の特色

① 学校間連携の推進

小学校から中学校への接続や学年進行に伴う学習のつまずきや発達段階に応じた心理的課題を解消し、基礎的学力・体力の向上や心の教育の充実のため、連続性のある教育活動の展開を目指し小中学校の連携を推進しています。

② 多様な人材の活用

教育活動をサポートし、子どもたちに多様な体験の機会を提供するため、学力向上アシスタント、スクールカウンセラーや学校図書館指導員を配置し、教育活動の充実を図っています。また、地域人材の活用や大学との連携による「学校支援ボランティア」も各学校で活躍しています。

③ 学校施設の有効活用

校庭、体育館を中心とした学校開放を実施しており、中学校ではクラブハウスやシャワー室を備えた地域開放型の体育館もあります。また、小学校では、放課後子ども教室推進事業としてキッズ・プラザの整備を進め、今後全小学校に順次整備していく予定です。

④ 学校施設の情報化

学校教育へのコンピュータ及びネットワーク技術利用の広がりを受けて、児童・生徒用のコンピュータ環境の整備と校務分掌等の業務の電子化の一環として校内LANや職員室LANの整備を進め、また、授業で使用するコンピュータ環境の整備も進めています。

3. 学校施設の課題

(1) 国・東京都の動向

① 学校施設の長寿命化の推進

近年の厳しい財政状況下では、すべての学校を順次改築していくことは難しく、国においても地方自治体の厳しい財政状況や建物の解体による二酸化炭素の排出抑制、建物のライフサイクルコストの削減のため、改築だけではなく、大規模改修による長寿命化を推進することとされました。

② 少人数指導の推進

新学習指導要領の円滑な実施や、いじめ等の教育上の諸課題に適切に対応し子ども一人ひとりに向き合う時間の確保により、個性に応じたきめ細やかで、質の高い教育の実現を図っていくため、平成23年度から、小学校1学年の学級編製の標準が40人から35人に引き下げられました。

また、東京都においては小中学校での少人数指導を推進するため教員の加配を実施し、加えて中学校1学年の教育の充実のため35人学級等のための教員の加配を行っています。今後、公立学校における教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、学級編制を含め指導体制について検討すること

としています。

(2) 多様な教育環境への対応

生きる力を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などを重視し、一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導や確かな学力の定着を図るため、ICTを活用した授業など多様な学習形態に対応できる環境整備、また、障害のある子どもに対し、障害に応じた教育の場の確保が求められています。さらに、いじめや不登校等を未然に防ぐため、教育相談機能を整備していく必要があります。

また、小中連携教育や保幼小連携など異校種連携を視野に入れた施設の整備も検討していかなければなりません。

(3) 安全・安心な施設整備

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割を果たしていくことから、その安全性の確保は極めて重要です。また、特別支援教育への対応など、障害のある児童・生徒や地域の方などに配慮した施設の整備が求められています。

(4) 学校と地域・家庭との連携の推進

学校は教育活動の場ですが、一方で地域社会と密接に結びついています。町会・自治会との相互協力、社会教育の振興、学校支援ボランティアの活用、避難所としての学校など、学校の果たす役割は多岐にわたります。こうした学校と地域社会との結びつきを発展させるためにも、地域に開かれた施設づくりが求められています。

(5) 環境への配慮

環境教育の充実とともに、子どもたちが環境に優しい生活を実感できる学校施設を整備していく必要があります。これまでの校庭の芝生化や屋上・壁面緑化に加え、太陽光発電など自然エネルギーの活用も視野に入れていく必要があります。

(6) 防災機能の強化

学校施設を地域住民の避難所として活用するためには、学校施設の耐震性を確保するとともに、体育館の吊り天井やバスケットゴールなどの非構造部材についても地震等の災害時に備えた安全対策を講じる必要があります。

また、災害時に地域住民の避難生活や避難所の運営に必要なスペースの確保や備蓄物資・防災機材を備えるようにするとともに、ライフラインが被災した場合に備え、トイレ、電気・水・ガス、情報伝達手段等の機能を保持するため

の対策や、避難住民に対する健康で衛生的な室内環境の確保、ユニバーサルデザインなど適切な要援護者対策等を行う必要があります。

4. これからの学校施設整備

(1) 学校施設整備の基本的な考え方

① 多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備

多様な学習形態に対応できる環境を整備するとともに、スポーツ活動の推進や地域活動の拠点、さらに災害時の避難所としての機能を果たす施設として、多機能・高機能な学校施設を整備します。こうした観点から他の地域施設等との併設も検討していきます。

② 効率的効果的な施設配置や施設設備の共同化

限られた敷地の中で必要な施設設備を確保していくために、多目的多機能な諸室の配置、校舎の配置や階高の工夫など効率的効果的な施設配置を行います。さらに複数の学校で共同利用可能な施設設備についても検討していきます。

③ 今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設

これからの学校施設の整備にあたっては、後述するように概ね80年のサイクルで改修・改築を図っていきます。そのため、今後の教育環境や社会状況に柔軟に対応できる施設整備や維持管理がしやすい環境を整えていきます。さらにライフサイクルコストも踏まえた施設整備を行っていきます。

④ 快適で安全かつ安心な施設環境の確保

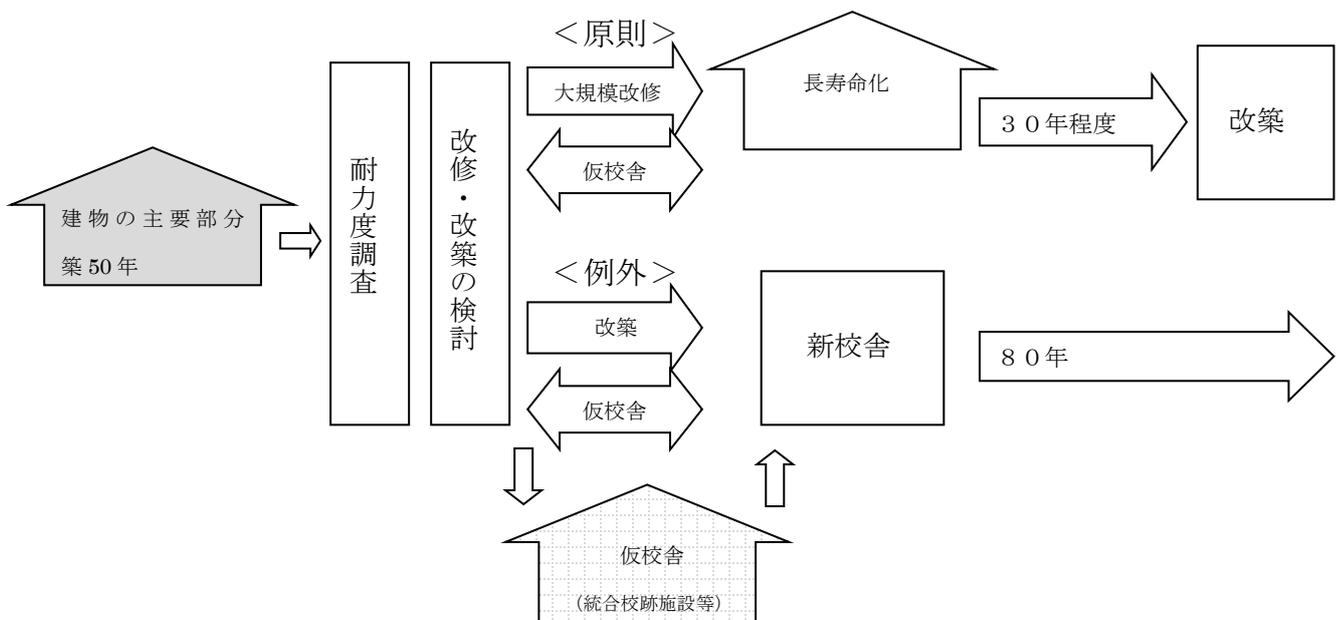
児童・生徒の学習や生活の場として良好な環境に配慮した施設を確保するとともに、障害のある児童・生徒に配慮しつつ、十分な防災性や防犯性など安全性を備えた安心な施設環境を確保していきます。さらに環境負荷の低減や環境教育にも配慮した施設整備を行っていきます。

(2) 大規模改修・改築の手法・手順等

- ・中野区立小中学校再編計画（第2次）に基づく統合新校については、大規模改修・改築を進めていきます。
- ・統合対象校以外の学校については、校舎の主要部分が建築後50年を経過する時期に耐力度調査を行い、原則として大規模改修により30年程度の長寿命化を図り、その後30年を経過した時点で改築することとします。
- ・耐力度調査の結果を踏まえ、大規模改修と改築に必要な経費や財源の確保、課題、仮校舎の確保や建築基準法など法制度に従って総合的に判断して、改築・改修を判断していきます。
- ・大規模改修・改築にあたって、学校運営にできる限り支障をきたさないように、大規模改修・改築する学校の校地以外の場所に仮校舎を確保し、工事終了後に移転すること、また、統合校以外の学校を大規模改修・改築する場合、

統合に伴い使用しなくなった学校を改修して仮校舎とすることを原則とします。

- ・大規模改修・改築する学校の校地以外の場所に仮校舎の確保が難しい場合には、校庭等に仮設校舎（プレハブ校舎）を建築して大規模改修・改築を行います。



(3) 大規模改修の基本方針

① 長寿命化のための施設整備

コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等により、構造躯体の経年劣化を回復する改修を行います。また、水道、電気、ガス管等のライフラインについて、必要に応じ更新・改修を行います。

② 防災施設・機能の確保

災害時の一時避難場所として、また、地域の防災拠点としての機能を充実させ、地域に貢献できる施設としての整備を行います。

③ 教育環境の質的向上

多様な学習内容・学習形態、今後の学校教育や情報化の進展などへの対応できるよう施設整備を行います。

④ 地域コミュニティの核としての役割への対応

学校が地域コミュニティの核としての役割を十分果たせるよう必要に応じバリアフリー化を進めるとともにユニバーサルデザインの視点に立った整備や地域の利用を考慮した教室等の配置変更を行います。

⑤ 環境に配慮した施設整備

子どもたちが環境にやさしい生活を実感できる学校施設としていくため、

条件の整った学校には屋上緑化や太陽光発電装置などを設置します。

(4) 必要経費と財源

① 財源の確保

- ・学校施設の大規模改修・改築には、多額な経費がかかるとともに、長期にわたり継続する事業であることから、計画的な財源を確保する必要があります。
- ・中野区では、公立学校施設の改築に備え、義務教育施設整備基金を設置し、平成25年度末までに約93億円を積み立て、今後の学校改築による財政需要に備えています。今後も引き続き、毎年度一定額を計画的に積み立て、学校の改築を着実に進めていきます。
- ・大規模改修・改築に必要な経費は、できる限り国庫支出金等の確保や基金を活用するとともに、より効率的・効果的に整備を進めていきます。

② 必要経費

- ・大規模改修・改築を着実に進めるため、学校施設に必要な施設等を標準仕様として定め、できる限りコンパクトな施設として必要経費の縮減を図っていきます。
- ・改築にあたっては、改築後の後年度負担の縮減も考慮し検討をします。
- ・1校あたりの大規模改修・改築の経費は、学校施設の規模や敷地条件などにより決定します。

(5) 標準仕様の必要性

- ・学校施設は機能的にも、構造的にも、規模的にも望ましい水準で計画する必要がある、子どもたちの安全・安心に配慮し、多様な教育活動に対応できるよう充実した施設が求められています。
- ・施設整備にあたっては、限られた財源のなかでより効率的・効果的に整備を進めていく必要があります。
- ・このようなことから、地域特性を生かし、特色ある学校づくりを推進しますが、中野区の学校施設としての標準仕様を定め、施設整備を進めていく必要があります。

(6) 標準仕様の考え方

- ・学校施設の整備においては、敷地面積・要件、学校規模、周辺環境、地域特性などからすべての学校を統一的な数値で設定することは困難です。しかしながら中野区の学校教育の環境の確保や向上のため、一定の施設規模と教室や管理諸室の構成の標準を標準仕様として示し、学校間における教育環境の格差をできる限り生じさせないようにすることが大切です。
- ・この標準仕様は施設整備の共通ルールとして策定するもので、各学校の特

色ある教育活動の推進を図りながら効率的効果的に施設整備を進めるものです。これは期待される教育環境を具体的に示すとともに、シンプルでコンパクトな学校施設の標準を目指すものです。

- ・標準仕様を策定することによって、財政負担の見通しや設計・工事にかかわる時間の短縮を可能にし、学校施設整備を計画的に進めることができます。

5. 改修・改築にあたっての課題

(1) 耐力度調査と大規模改修・改築の考え方

- ・中野区立小中学校再編計画（第2次）により、既存校舎を大規模改修して統合新校とする学校と既に校舎の主要部分が50年を経過した統合対象校以外の学校については、建物の耐力度調査を実施しました。今後、他の学校についても校舎の主要部分が50年を経過する時期に建物の耐力度調査を行います。
- ・大規模改修と改築に必要な経費や耐力度調査の結果による補助金等の活用、財源の確保、改修・改築における課題・問題点、仮校舎の確保等を総合的に判断し、大規模改修・改築を決定していく必要があります。

(2) 仮校舎の確保

- ・大規模改修・改築の工事期間中、学校運営に支障をきたさないように、大規模改修・改築する学校の校地以外の場所に仮校舎を確保していく必要があります。
- ・また、仮校舎の確保が、児童・生徒の徒歩圏外となる場合も想定されることから、仮校舎への通学の安全対策や負担軽減の方策を検討していく必要があります。
- ・大規模改修・改築する学校の校地以外の場所に仮校舎の確保が難しい場合も想定されることから、その対応策を検討する必要があります。

6. 小中学校施設整備計画

(1) 整備期間等

全小中学校の大規模改修・改築には、相当の期間を要します。そのため、本計画では、中野区立小中学校(第2次)に基づく施設整備と平成25年度に学校施設の耐力度調査を実施した校舎の主要部分が50年を経過した学校の施設整備について年次計画を示していきます。

大規模改修・改築は、各学校の状況に応じた基本計画・基本設計等の策定に概ね3年程度、また、工事期間に2年程度を見込んでいます。

(2) 大規模改修・改築校選定の考え方

中野区立小中学校再編計画（第2次）における統合新校については、同計画に基づき、大規模改修又は改築を選定しました。また、既に校舎の主要部分が50年を経過した学校については、学校施設の耐力度調査の結果や整備費用、仮校舎の確保、その他の諸条件などを総合的に判断し、大規模改修又は改築を選定しました。

(3) 大規模改修・改築のスケジュール

具体的な大規模改修・改築の年次計画は、【別紙】のとおりです。

なお、この計画は、平成27年度から平成37年度までの計画期間とし、平成38年度・平成39年度については、大規模改修・改築の予定を示しています。

また、全小中学校の大規模改修・改築には、相当の期間を要するため、今後、必要に応じて年次計画を示していきます。

(4) 校舎の主要部分が50年を経過した学校への対応

区立小中学校は、平成27年度までに全小中学校の耐震補強工事が完了することで、施設の安全面は確保されることとなります。

しかし、校舎の主要部分が50年を経過し、大規模改修・改築するまでに相当の期間がある場合においては、その間も子どもたちが引き続き安心して学校生活を送れるようしていく必要があることから、設備等の更新など必要な改修等を実施していきます。

(参考資料)

中野区立小中学校の大規模改修・改築における標準仕様

1. 標準仕様の目的等

(1) 標準仕様の目的

学校施設は機能的にも、構造的にも、規模的にも望ましい水準で計画する必要があり、子どもたちの安全・安心に配慮し、多様な教育活動に対応できるよう充実した施設が求められています。

施設整備にあたっては、限られた財源のなかでより効率的・効果的に整備を進めていく必要があります。

このようなことから、地域特性を生かし、特色ある学校づくりを推進しつつ、中野区の学校施設としての標準仕様を定め、施設整備を進めていきます。

(2) 標準仕様の考え方

学校施設の整備においては、敷地面積・要件、学校規模、周辺環境、地域特性などからすべての学校を統一的な数値で設定することは困難です。しかし、中野区の学校教育の環境の確保や向上のため、一定の施設規模と教室や管理諸室等の構成を標準仕様として示し、学校間における教育環境の格差をできる限り生じさせないようにすることが大切です。

標準仕様は施設整備の原則として策定するもので、各学校の特色ある教育活動の推進を図りながら効率的効果的に施設整備を進めるものです。これは期待される教育環境を具体的に示すとともに、シンプルでコンパクトな学校施設を目指すものです。

標準仕様を策定することにより、財政負担の見通しや設計・工事にかかわる時間の短縮を可能にし、学校施設整備を計画的に進めることができることとなります。

2. 普通教室の大きさ

【改築】 72 m² (縦 9m×横 8m) を原則とします。

※ 新JIS規格の児童・生徒用机・椅子とロッカーを、40人学級を想定して配置し、机間の前後・左右に約40 c m～50 c mの間隔の通路を確保。また、教室の前方に教師用机や教卓等を設置するスペースとして約180 c m、後方にロッカー使用スペースとして約120 c mを確保できる広さ。

【大規模改修】 従来の教室を活用するため、63 m² (縦 9m×横 7m) とします。

3. 標準仕様の前提条件等

中野区立小中学校再編計画(第2次)において、小中学校の望ましい規模が以下のとおり示されています。

小学校：12学級(学年2学級)～18学級(学年3学級)程度

中学校：9学級(学年3学級)～15学級(学年5学級)程度

以上のことから、標準仕様では学級数を以下のとおりと想定します。

小学校：18学級(学年3学級)

中学校：15学級(学年5学級)

なお、施設整備にあたっては、児童・生徒数の将来的見込みを十分把握し、必要な教室数を確保していきます。

4. 学校規模等について

(1) 施設構成

<小学校>

※普通教室1教室を1コマとする

種類	室名	規模※ (コマ数)	室数	合計 コマ数	備考
普通教室	普通教室	1	18	18	各学年3教室(学級)×6学年
特別教室等	理科室・準備室	2	1	2	理科室・準備室
	図工室・準備室	2	1	2	図工室・準備室
	音楽室・準備室	2.5	1	2.5	音楽室・準備室・楽器庫
	家庭科室・準備室	2	1	2	家庭科室・準備室
	図書室・準備室	2.5	1	2.5	図書室・準備室、情報コーナー
	多目的室	1.5	1	1.5	
	コンピュータ室	1.5	1	1.5	多目的室兼用
	少人数指導教室	0.5	3	1.5	
	ランチルーム	1.5	1	1.5	
	特別支援教室	1	1	1	※広さ、仕様については別途検討
管理諸室	職員室	2	1	2	打合せコーナー含む
	校長室	0.5	1	0.5	応接機能含む
	事務室	0.5	1	0.5	
	主事室等	0.25	2	0.5	
	保健室	1	1	1	
	教育相談室	0.5	1	0.5	
	印刷室	0.5	1	0.5	
	倉庫・教材室	0.5	6	3	
	教職員更衣室	0.5	2	1	男女各1
	放送室	0.5	1	0.5	
	会議室	1	1	1	
	職員・来客トイレ	0.25	2	0.5	男女各1
給食室	給食室	5	1	5	約360㎡
屋内運動場等	屋内運動場	15	1	15	アリーナ、ステージ、器具庫等
	プール関係諸室	2.5	1	2.5	更衣室、機械室、倉庫等
共用	昇降口	1.5	1	1.5	
	エレベーター	0.75	1	0.75	
その他	児童用更衣室	0.5	2	1	
	児童会室	0.5	1	0.5	
	P T A室等	0.5	1	0.5	
	備蓄倉庫	1	1	1	
	キッズ・プラザ	4	1	4	キッズ・プラザ(学童クラブを含む)
その他共用部	廊下・階段・トイレ等			23.78	必要な教室等の合計の30%で算出
合計				103.03	約7,500㎡(大規模改修;約6,500㎡)

<中学校>

※普通教室1教室を1コマとする

種類	室名	規模※ (コマ数)	室数	合計 コマ数	備考
普通教室	普通教室	1	15	15	各学年5教室(学級)×3学年
特別教室等	第一理科室・準備室	2	1	2	第一理科室・準備室(兼用)
	第二理科室・準備室	1.5	1	1.5	第二理科室
	美術室・準備室	2	1	2	美術室・準備室
	技術室・準備室	2.5	1	2.5	第一・第二技術室共用、準備室
	第一音楽室・準備室	2	1	2	第一音楽室・準備室
	第二音楽室・準備室	1.5	1	1.5	第二音楽室・準備室・楽器庫
	家庭科室・準備室	2.5	1	2.5	第一・第二家庭科室共用、準備室
	図書室・準備室	2.5	1	2.5	図書室・準備室、情報コーナー
	多目的室	1.5	1	1.5	
	コンピュータ室	1.5	1	1.5	多目的室兼用
	少人数指導教室	0.5	3	1.5	
	特別支援教室	1	1	1	※広さ、仕様については別途検討
管理諸室	職員室	2.5	1	2.5	打合せコーナー含む
	校長室	0.5	1	0.5	応接機能含む
	事務室	0.5	1	0.5	
	主事室等	0.25	2	0.5	委託業者控室を含む
	保健室	1	1	1	
	教育相談室	0.5	1	0.5	
	進路指導室	0.5	1	0.5	
	印刷室	0.5	1	0.5	
	倉庫・教材室	0.5	6	3	
	教職員更衣室	0.5	2	1	男女各1
	放送室	0.5	1	0.5	
	会議室	1	1	1	
	職員・来客トイレ	0.25	2	0.5	男女各1
給食室	給食室	5	1	5	約360㎡
屋内運動場	屋内運動場	20	1	20	アリーナ、ステージ、器具庫等、柔剣道場兼用
	プール関係諸室	2.5	1	2.5	更衣室、機械室、倉庫等
共用	昇降口	1.5	1	1.5	
	エレベーター	0.75	1	0.75	
その他	生徒用更衣室	0.5	2	1	
	生徒会室	0.5	1	0.5	
	P T A室等	0.5	1	0.5	
	備蓄倉庫	1	1	1	
その他共用部	廊下・階段・トイレ等			24.68	必要な教室等の合計の30%で算出
合計				106.93	約7,700㎡(大規模改修;約6,800㎡)

(2) 施設構成等の考え方

【小中学校共通】

- ・特別教室は、普通教室の約1.5～2倍の大きさとしします。
- ・普通教室、特別教室等、屋内運動場には、冷暖房設備を設置します。
- ・プールは、災害時の避難所としての生活用水を確保するため、校舎棟又は屋内運動場棟の屋上に配置します。
- ・コンピュータ室は、ICT機器の発展などを踏まえ、無線LANの敷設など、多目的室や普通教室を活用してパソコンや情報端末が使用できるように環境整備していきます。

【小学校】

- ・キッズ・プラザを設置します。

【中学校】

- ・木工室と金工室の2室となっている技術室については、教室の面積を広めに確保し、共用できるよう工夫することにより1室としします。また、調理室と被服室の2室となっている家庭科室についても、衛生面に配慮しながら共用できるよう工夫することにより1室としします。

(3) 学校規模

学校施設の全体規模について、必要となる教室、管理諸室等を基に延べ床面積を算定すると以下のとおりとなります。

なお、その他の共用部については、必要な教室、管理諸室等の合計の30%で算定しています。

【小学校】 改築；約7,500㎡ 大規模改修；約6,500㎡

【中学校】 改築；約7,700㎡ 大規模改修；約6,800㎡